

平成 29 年度 第 4 回 尼崎市社会教育委員会議について

標題の会議が、次のとおり行われましたので報告します。

1 日時

平成 29 年 10 月 26 日（木） 午後 3 時から 5 時 10 分まで

2 場 所

尼崎市教育・障害福祉センター3 階 教育委員会室

3 出欠状況

- (1) 出席委員 9 名
- (2) 欠席委員 3 名
- (3) 出席職員 社会教育部長他 11 名

定数 12 名中 9 名が出席し、委員の過半数が出席しているため会議が成立している旨を事務局より報告された。

4 協議事項

- (1) 「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)」について
- (2) 諮問について
- (3) 公民館の制度及び本市の現状について

5 協議内容

- (1) 「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築(取組方針)」について

—ひと咲き施策推進部 20 分説明—

— 質疑応答 —

委員：目的別から多機能な組織・施設へ移行する中、「指定管理者の導入」をすることが「次の学びや活動につなげていく働きかけに注力」することに何故結びつくことになるのか分からない。貸し館等の業務は指定管理者にまかせ、企画などは市職員がするということがか。

ひと咲き施策推進部

：窓口対応は市民と顔を合わせるという大事な部分ではあるが、事務的な使用許可等の業務は指定管理でアウトソーシングし、そこに関わる市民の方や団体の方との関係性などを作っていくことに職員がより注力できるようにしていくという意味で、指定管理制度を導入してはどうかと考えている。

委員：公民館は教育委員会の社会教育部から、市長部局に移るという話の前提なのか。

ひと咲き施策推進部

：はい。公民館については、一体的運用に向け、移管していくという提案である。

委員：市長部局への移管を提案する理由は何か。

ひと咲き施策推進部

：公民館が新たな取組等をしていることは十分理解している。市長部局と連携して事業を実施することもあり、こういった取組により力を入れていくためと考えている。公民館の力がより発揮され、地域振興センターの取組がより活発化していくことを目指す中、両方に人材や予算をかける事が尼崎市の今の状況では難しいが、公民館や地域振興センターが持っているそれぞれの強みやメリットを活かしつつ一体化する中で、人材や予算をより手厚く配分して、取り組んでいくことを考えている。

その手法として、例えば、地域振興センターも一体で社会教育施設とする方法や、公民館を地域施設とする方法の両方の可能性を考えた中で尼崎市の地域の現状を鑑みて、今回の方針を提案するものである。

委員：地域振興センターと公民館の強みを活かした新組織ということだが、両者の強みをどう考えているのか。また、一体化したことによるメリット、デメリットは何を想定しているか。

ひと咲き施策推進部

：地域振興センターはまちづくりを支える拠点として自治振興の機能があり、公民館は学びの拠点として学びのサポート機能があると考えている。具体的には、地域振興センターには地域の様々な自治活動をされている方や、各種団体とのつながりがあり、様々なイベント等を通じて交流に取り組んでいること、公民館は学びを通して人が集まり、活動する方や、市民企画委員として自分達で学びの場を作っていく方々がいることが強みであると考えている。

双方が、一体化していくことによるメリットとしては、「学びを経て活動に行く」、「活動されている方が何かもう少し知りたいと思い学びの方に行く」、という流れができる事、組織面では、一体化することで人材を多く配分し、効果的な事業の実施につながると考えている。また、公民館が実施している組織的な学習活動、社会教育の手法を地区会館に取り入れていく一方、地区会館は社会教育法上の社会教育施設ではないため、政治・営利・宗教に関する利用制限もほぼない状況で、たくさんの方が利用できるようにすることもできる。デメリットとしては、地域活動に資する学びが強くなる一方で、教養的な学びが弱まっていく可能性があるという懸念をお聞きしている。そのため、我々としては、公民館が担ってきた役割や事業を発展させるため、施設の設置管理条例において各種講座等の提供、学びに関する情報収集、発信といった事に取り組んでいく事を明記し、市の姿勢を明らかにする予定である。社会教育施設でなくなり、社会教育法の適応外になるが、市長部局においても教養的学びである人権教育、男女共生教育等にも取り組んでおり、社会教育がなくなるのではないかと懸念にはしっかりと対応していきたい。

委員：組織的に一体化となることでメリット・デメリットはあるが、人材については専門職を置くのか、また、配置される職員は増えるのか、減るのか。

ひと咲き施策推進部

：新たな管理職に加え、若手や意欲のある職員を積極的に配置し、増やしていく方向で方針

を出している。なお、検討に当たっては、市長はもちろん、人事や予算を担当する部局も交えて議論してきている。

委員：この方針に至る発端の考えは、市のアウトソーシング全体の見直しからなのか。そうだと
して、課長級を配置することでうまく回るとは考えにくい。課長級ではなく、むしろ、担
当職員を増やす方が地域にとっては良いのではないか。

ひと咲き施策推進部

：この方針はアウトソーシングの検討の中から生まれた議論ではなく、自治のまちづくり条
例を制定し、条例が理念で終わらないようこれからの社会、地域の流れを見て、地域との向
き合い方をどう変えていくかなど、地域振興体制の再構築に力を入れていかなければなら
ないという考えに至り、取り組むこととしたものである。

人の配置については管理職、若手の職員、意欲ある職員を積極的に配置していく。過
去の社会教育委員会議の協議報告には、公民館に配属される職員について短期間で異動す
る、或いは、定年退職した嘱託員が多い状況であるとの記載もあったようだが、今回を機
に若手の職員等の配置を実現したいと考えている。そうした中、まずは、マネジメント力
を発揮する課長級を置き、さらに、現在長野県飯田市にて地域と共に活動している公民館
主事の姿勢を学んだ職員を配置するという趣旨である。また、若手の意欲のある職員を地
域に配置し、地域と共に育っていく職員を育てていきたいと考えている。

委員：マネジメント力のある課長、社会教育主事の育成等、ある程度勉強した方や適任な職員が
長期間居ないと意味がないと思うが、そういった事を想定して職員が配置されるというこ
とか。

ひと咲き施策推進部

：飯田市に派遣している職員は公募した経過もあり、今後も意欲ある職員を配置し、地域を
支えていく体制を作っていく考えである。

委員：教育委員会と市長部局が共に取組を進めていけるという形で書いているが、新たな組織は
市長部局が主導権をとる形なのか。

ひと咲き施策推進部

：例えば付属機関、外部機関などを置き、そこで市全体の社会教育の取組をチェックするこ
とも検討しており、詳細はこれから教育委員会と詰めていく。

他都市では市長部局に移管した際に、社会教育に教育委員会が関わらないことにより社
会教育が衰退した事例もあると聞かすが、尼崎市としては社会教育法第 22 条にうたわれて
いる事業を施設の設置管理条例の中で明確にしていく。また、尼崎市総合計画の後期計画
においても、社会教育機能を充実させていくことについて明記している。

教育委員会と市長部局が共に市全体の社会教育がしっかりできているか、お互いに検証
をしていく中で出来ていない部分は改めるなどPDCAサイクルを回していく事も考えて
いる。不易流行という言葉もあるように、時代が変わっても社会教育は変わってはいけな

いものである一方、その手法についてはより効果的な方法を模索するとともに、時代に合ったあり方が必要であり、それが今回の地域振興体制の再構築である。

委員：社会教育が市長部局に移管されると、生涯学習部という形に変わり、社会教育が無くなる
ことがあり、学校現場、学校教育から考えると、社会教育との連携、地域学校協働本部な
どの様々な取組が学校と遠くなり、実施しにくく、繋がりが無くなると思うがどうか。

ひと咲き施策推進部

：現在も、市長部局から地域振興センター、公民館、社会福祉協議会等それぞれの職員に声
をかけ、中学校で取り組んでおられる社会力育成事業で先生方や子ども達の検討の場に一
緒に行って中学生が取り組もうとしていることに対して、それぞれの職員が力になれるこ
とはないかを聞くなど、関わるきっかけづくりをしている。今後もより力を入れ、教育委
員会とも相談して進めていく。

委員：旧梅香小学校跡地にできる複合施設の市民会議に社会教育委員として出席していたが、そ
ういった会議を踏まえた形、また、竣工や運用する時期に合わせて方針を考えているか。

ひと咲き施策推進部

：複合施設の市民会議は、中央公民館の建て替えについて、市民、学識者、公民館に関係者
等の意見を伺い提言を頂いたものである。今回の方針は、自治のまちづくり条例を制定し
たことを受け、今後の地域をどうしていくかというものであり、出発点は異なる。ただ、
施設としては、より提言の内容に沿うものになっていくべきだと考えており、時期も供用
開始時期を踏まえた形にした。

(2) 諮問について

—事務局より報告—

(3) 公民館の制度及び本市の現状について

—中央公民館より説明—

(4) (1)～(3)を踏まえて、「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）」につ いて協議

委員：指定管理者制度は、民間の団体等が行うことで、地域でつくられた団体や何らかの専門性
が高いところが実施し、行政が直で行うよりも豊かな内容ができる場合に導入することと
考えている。

事業企画・実施内容に行政が責任を持つという意味では、その部分を直営で行うことは
望ましいと思うが、その場合、指定管理者制度の導入ではなく、受付業務だけを委託す
べきではないかと思う。

地区会館が、貸館業務で、民間のカルチャースクールと変わりがない内容を行っている
一方で、公民館が、国の方針、法律などで目指す理想を持ち、税金を使って業務を行うの
であれば、それは素晴らしいことであるが、後者の意味での職員は不足していると思う。
それができていないのなら、市が目指している方向を一定担保していただきたいと思う。

受付業務や講座等の連絡・準備という諸々の業務の中で地域の方々のニーズや、現状の課題を知るといふことがある。

飯田市がうまくいっているのは、職員がまちに出向き、そのまちの課題を肌で感じ事業化しているからである。その事業が目指す方向には法があるというのが本来の姿である。

地区会館は社会教育施設のような機能はもてないため、社会教育施設としての公民館が存続してほしいと思うが、この方針のまま進むのであれば、新しい施設の設置管理条例の中に、公民館がそうであるのと同様に、どのような精神に基づき、何を目的として実施する事業なのかを担保していかななくてはならない。

委員：企画は行政が行い、実施は地域が行うということでは地域は動かない。地域に丸投げにならないようにする必要がある。指定管理制度を導入するのであれば、行政、指定管理者、地域と一緒に企画してはどうか。

委員：公民館と地域振興センターが一体的な組織になって、そこで事業も行う、貸館も行う、自由に使えるということだが、そうすると、尼崎市の社会教育関連施設は、体育館・図書館・博物館だけになる。専門性の高い課長級というのは、社会教育主事を念頭に置いているのか、それとも、配置される職員は、社会教育主事といった資格は関係なくなるのか。

委員：社会教育主事を持っている人を活用したらいいが、資格を持っているからといってこの仕事ができるとは限らない。資格と実際は違う場合もある。

委員：学びのサポート機能ということについて、面白い企画をたてるとか、良い広報の仕方をするとかノウハウはいろいろな人が持っていると思う。民間の感覚で、楽しい講座、ニーズにヒットするものができると思う。しかし、公民館が、自分で考える人を育成し、自分たちで協力し、弱者にも目を向けるようなまちをつくっていかなければならないという考えから創設されたことからすれば、その精神が大切との意識がある専門性の高い職員に居ていただく必要がある。大事なことは、何を目的に事業を行うのかということであり、社会教育施設でなくなった場合は、それを担保しなければならない。そのことを社会教育委員会議としては主張したいと思う。

委員：公民館や社会教育が精力的に取り組んでいる部分を市長部局に吸収される印象である。人権教育・平和教育事業などについて、公民館や図書館の方が市長部局よりも積極的に取り組んでいるように思う。平和学習は学校教育とも関連してくるので、学校教育と繋がりのある取組は、教育委員会で行ってほしいと思う。市長部局に移管することで、こうした事業がいずれ実施されなくなるのではと思う。現在の取組がどうなるのか、新しい組織で機能するのか疑問である。

委員：家庭教育支援の拠点機能の確保のための改善点について、現在「子育て支援」とは、「妊娠・出産前からの子育て・親学習」までを指す。市長部局で言うと、こども家庭支援課などの課とも連携するような親学習、それから若者への教育も含めて構想するというのがふさわ

しい。

(仮称)子どもの育ち支援センターや子育て支援の拠点、保健センターなどと情報共有するような組織ができれば、公民館等の学ぶ施設での家庭教育という現状のニーズにあった幅広い取組になるのではないか。

事務局：公民館の家庭教育支援事業では、これまで子育て世代間交流事業として取り組んできたところであるが、13 から 14 回の連続講座で少人数の方を対象に実施してきたため、効果が限定的であった。このため、30 年度からは、現に、子育てをしている保護者向けの講座を設けて、保健所やこども家庭支援課などの組織と繋がり、講座の周知をしていただくなかで、多くの人に受講していただけるような再構築をしたいと考えている。

地域教育推進事業は、子育てをする支援者の育成を図る性格のものであるが、子育てを支援するグループなどの組織化をするため、公民館の子育て学級で勉強された方が、子育てサークルを作り、その後、支援者となって活動するといった仕掛けをする取組が、近年は不十分であった。30 年度以降は、家庭教育支援の拠点機能を発揮するため、こうした事業に改良を加えながら、委員のご意見も反映させて取り組んでいきたい。

委員：子育て支援世代間交流は、かつては、自分の子どもを育てている時に学び、少し手が離れたらお手伝いをし、地域で活動されていくというものだったが、今は親が幼稚園の年少の段階から仕事に復帰するため、親の時に学んでもすぐに支援活動に入らない。そのため、世代間交流もシニア層が支援者になるという方策の方が現実的と考えられる。学社連携について、小学生を対象とした職業教育などに限られてしまうところがあると思うが、これから社会に出ていこうとする生徒・学生にも職業への関心をもつことに取り組んでいただければと思う。

委員：家庭教育支援は、難しいと思う。支援する人がどんな資格をもって支援しているのかわからない。支援者の多くは、子どもを育ててきた人だとは思いますが、高齢者層が支援者の場合、自分の思いを出されるので、その部分はよく気をつけて進めてもらう方がよい。

委員：市が、税金を使って運営している施設である以上は、民間でできるカルチャースクール的なことをこの統合によって行う必要はないと思う。本来の社会教育の部分を形として残していかななくては意味がない。縦割りのデメリットはあるかもしれないが、チェックを徹底できるというメリットがある。公民館が社会教育施設でなくなることで、教育委員会が社会教育の精神が反映されているかどうかについてチェックすることができないということにならないよう、協議体とは別の社会教育委員として意見ができるようなものを工夫してつくっていく必要がある。

6 その他

(1) 次回開催について

次回は、本日の意見を事務局でまとめ、それをもとに議論を深めていく。1月までにこの諮問に関して3～4回程度の会議の開催を予定している。

以上